

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 5 月 25 日 (火) 第 211 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配
慮者居住支援法人の指定 (建築課取扱い) 3

公 告

- 落札者等の公告 (2 件) (税務課取扱い) 3
- (管財課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 676 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 5 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市宮里町字三滝 2959 番 39 から 2959 番 41 まで、2959 番 44
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町鳥丸字野下765番12, 765番18, 字永山986番1, 986番13
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
あいら中川整形外科	始良市西餅田85-1	令和3年5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
みさき薬局 枕崎市住吉町39番地	所在地	枕崎市住吉町45番地1	枕崎市住吉町39番地	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第680号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	2	薩摩川内市	令和3年5月14日

鹿児島県告示第681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・寺山5及び急・菖蒲口10

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第682号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・寺山5及び急・菖蒲口10
土石流	鹿児島市	土・喜入一倉2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第683号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
社会福祉法人たちばな会
霧島市福山町福山838番地
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
霧島市国分福島三丁目5番15-1号

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（令和3年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託）一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係

- 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月25日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町3番31号
 - 5 随意契約に係る契約金額
59,400,000円
 - 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 株式会社網中鹿児島支店
鹿児島市谷山港二丁目3番11号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,421.2円（鹿児島市地区分）
 - (2) 株式会社大黒紙店
薩摩川内市向田本町14番7号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,538.9円（日置・串木野地区分）, 1,538.9円（始良・伊佐地区分）
 - (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内3000番地
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,606円（南薩地区分）
 - (4) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町8番15号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,633.5円（薩摩地区分）
 - (5) 有限会社三味堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目10番10号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,650円（曾於地区分）, 1,650円（肝属地区分）
 - (6) 株式会社はやま
鹿児島市西田二丁目2番16号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,914円（熊毛地区分）
 - (7) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,288円（大島地区分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月9日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第55号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 5 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P カイジ鉄骨渡り勝負編 V 1 B	株式会社高尾	110009
ぱちんこ遊技機	P D D 北斗の拳 2 S 2 A	株式会社高尾	0P1816
ぱちんこ遊技機	P 火曜サスペンス劇場 3 G F C	株式会社銀座	1P0060
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン 1 5 D X	株式会社ビスティ	1P0245
ぱちんこ遊技機	P コードギアス 反逆のルルーシュ b F	株式会社ビスティ	1P0374
回胴式遊技機	S / 新ハナビ R / H A	株式会社エレコ	1S0226
回胴式遊技機	S ロリクラホールド D D	D A X E L 株式会社	1S0036